

令和2年 八潮市農業委員会8月総会 議事録

1 開催日 平成2年8月25日(火)

2 開催時間 午後2時50分から

3 会場 市役所2階第2会議室

4 出席委員 15名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

10番 新井 孝美

4番 渋谷 稔

11番 臼倉 正浩

5番 荻野 恭子

12番 鈴木 新一

6番 齋藤 富子

13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則

14番 田中 幸夫

8番 小倉 雅樹

15番 松田 淳一

9番 飯山 敏行

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長互選

第2 会長職務代理互選

第3 議席の決定

第4 議事録署名人の選任

第5 書記任命

第6 担当地区の決定

第7 議 事

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第15号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)

7 協議事項

各審議会等委員の選任について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時50分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、改めましてこんにちは。事務局長の恩田と申します。

開会に先立ちまして、仮議席の指定について説明いたします。

議席が決定されておられませんので、現在の皆様の座席につきましては、推薦受付順に仮議席を指定させていただきましたので、ご了承ください。

それでは、ただいまより令和2年第8回八潮市農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議は、八潮市農業委員会委員の任期満了による任命後、最初の総会となりますことから、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書の規定に基づきまして、市長より招集させていただき、皆様にお集まりいただきました。

また、定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は15名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことを報告いたします。

これより会議に入りますが、会長が選任されるまでの間、私が議事を進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

初めに、本日は任命後最初の総会でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介の方法につきましては、ご住所とお名前を述べていただくなど簡潔にお願いできればと思いますが、仮議席の順番に、1番の鈴木隆委員から自己紹介をお願いいたします。

○委員（鈴木 隆委員） 皆様、こんにちは。南川崎から参りました鈴木隆でございます。住所は南川崎〇〇でございます。作柄につきましては、小松菜、そして枝豆を作っております。今年から農業委員ということで、何も分かりませんが、皆様ご指導のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局長 ありがとうございます。

では、渋谷稔委員。

○委員（渋谷 稔委員） 新田地区の渋谷稔です。今回で農業委員は3期目となります。また皆さんよろしく願いします。

○委員（松田淳一委員） 浮塚地区の松田淳一です。どうぞよろしくお願いします。

○委員（新井孝美委員） 入谷農家組合から推薦いただきました新井でございます。2期目になります。よろしくお願いいたします。

○委員（齋藤富子委員） 鶴ヶ曽根地区の齋藤富子です。2期目になります。よろしくお願いいたします。

○委員（臼倉正浩委員） こんにちは。臼倉正浩と申します。青耕会推薦という形で今回任命していただきました。地区は上大瀬になります。よろしくお願いいたします。

○委員（鈴木新一委員） 伊草と松之木と小作田の農家組合の推薦をいただきました。耕作面積は畑が1反と梅畑が1反です。よろしくお願いいたします。

○委員（福岡達則委員） 大瀬の福岡と申します。八潮市園芸協会の推薦で農業委員になりました。2期目になります。よろしくお願いいたします。

○委員（大塚一宏委員） 八條高木農家組合より推薦をいただきまして農業委員になりました。農業委員は6期目です。皆さん、よろしくお願いいたします。

○委員（飯山敏行委員） こんにちは。鶴ヶ曽根一・二農家組合の推薦をいただきまして委員になりました飯山です。よろしくお願いいたします。

○委員（荻野恭子委員） 八潮市八潮四丁目の荻野恭子と申します。よろしくお願いいたします。

○委員（田中幸夫委員） 下二丁目の田中幸夫です。上二丁目と下二丁目の推薦をいただきました。初めてなので、よろしくお願いいたします。

○委員（小倉雅樹委員） 上木曽根地区、小倉です。2期目となります。よろしくお願いいたします。

○委員（大野ヒロ子委員） 八條の和耕地区の農家組合の推薦を受けました大野と申します。3期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（小早川喜一委員） 西袋の小早川喜一と申します。引き続きの方も、そして今回新たに委員になられた方もよろしくお願いいたします。

○事務局長 皆様、ありがとうございました。

続きまして、職員の紹介をいたします。

まず、鈴木市民活力推進部長よりご挨拶をいたします。

○市民活力推進部長 皆さん、改めましてこんにちは。今紹介がありました鈴木でございます。2年目になります。

ちょっと時間をいただきまして、市民活力推進部を、御存じの方も多いと思いますが、部の紹介をさせていただきます。

この部には4つの課がありまして、町会関係を担当している市民協働推進課、それと文化スポーツセンターに職員がいますが、スポーツ振興課、続いて都市農業課、恩田のほうは課

長を兼務しています。それと商工観光課、以上4つの課を担当しております。農商工連携ですとか、イベントの関係等々で農業委員という立場でない形でお会いすることもあると思いますが、どうかよろしく願いいたします。

○事務局長 鈴木部長はこの後業務がございますので、ここで退席させていただきます。

ありがとうございました。

○市民活力推進部長 それでは、皆さん、よろしく願いいたします。

○事務局長 次に、事務局職員を紹介させていただきます。

○事務局係長 農業委員会事務局係長の清水と申します。よろしく願いいたします。

○事務局主任 後藤です。よろしく願いします。

○事務局長 このほかに、今部長からお話がありましたが、都市農業課に、都市農業係兼務で平野係長と、今年から異動してきました五十嵐主任と能島主事の、3人おりますので、また機会がありましたら改めまして皆様のほうにご紹介させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

◎会長互選

○事務局長 それでは、お手元の次第の2、会長互選に移りたいと思っております。

会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により委員が互選することとなっております。

会長の互選につきましては、指名推選と投票の方法がございますが、どちらにいたしますか。

——— 委員より「指名推選」の声あり ———

○事務局長 指名推選という声がただいまありましたので、皆様、異議はございませんでしょうか。

——— 委員より「異議なし」の声あり ———

○事務局長 異議がないようですので、農業委員会会長の選出につきましては指名推選とさせていただきます。

それでは、委員の皆様から意見を求めます。

会長へ指名推選される方はいらっしゃいますか。

渋谷委員。

○委員（渋谷 稔委員） 前期と同様、大塚委員に会長をやっていたらと思っておりますが、どうでしょうか。お願いしたいと思っております。

○事務局長 ありがとうございます。

今、渋谷委員より、大塚委員に会長にという意見がございましたが、大塚委員に会長をお願いすることで賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 賛成者挙手 ————

○事務局長 挙手多数でございます。

それでは、会長は大塚委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、大塚委員、前のほうの席にお越しいただきたいと思っております。

◎会長職務代理互選

○事務局長 それでは、引き続き会議を開きます。

八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、「会長は総会の議長となる。」とありますので、これから先の次第3以降の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長 それでは、皆さん、よろしくお願ひいたします。

次第に従いまして、進めてまいります。

続きまして、会長職務代理の互選でございます。

会長職務代理の選出につきましては、農業委員会に関する法律第5条第5項及び八潮市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、「委員が互選した者がその職務を代理する」となっております。

会長職務代理の互選につきましては、やはり指名推選と投票の方法がございますが、どちらにいたしますか。

———— 委員より「指名推選で」の声あり ————

○議長 では、会長職務代理の選出につきましては、指名推選とさせていただきます。

それでは、委員の皆様、会長職務代理を指名推選される方はいらっしゃいますか。

飯山委員。

○委員（飯山敏行委員） 前回同様ではないですけれども、やはり任期の長い方が、ベテランの方がやるのがいいと思っておりますので、前回と引き続いた形で、小早川委員を推薦したいと思います。

○議長 ただいま小早川委員を推薦ということがございましたが、小早川委員を会長職務代理

にするということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 賛成者挙手 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手多数と認めます。

よって、小早川喜一委員を会長職務代理とすることに決定いたしました。

それでは、小早川委員、前の席のほうへお越してください。

○事務局長 ただいま、大塚会長、また、小早川会長職務代理ということで決まりましたので、ここで改めまして、大塚会長、並びに小早川会長職務代理からご挨拶を賜りたいと思います。

まず、大塚会長、よろしくをお願いいたします。

○会長 皆様、改めましてこんにちは。ただいま会長の互選によりまして、皆様よりご推薦いただきまして、また会長に就任いたしました大塚です。

前回に引き続き、今回で2期目の会長となりますが、私まだまだ力不足で、皆様の期待に応えることができるかどうか分かりませんが、皆様とともに八潮市の農業者の方々を支援していき、また、将来に向けて少しでも多くの農地を次世代に残せるように努めていきたいと考えております。これから3年間、皆様のご指導、ご協力をよろしくをお願いいたします。

また、事務局の皆さんにはご面倒をおかけしますが、お世話のほどよろしくをお願いいたします。

簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございます。

続きまして、小早川会長職務代理、よろしくお祈いします。

○会長職務代理 皆様、改めましてこんにちは。

ただいま皆様から会長職務代理の推薦をいただきました小早川でございます。

私は、今回で4期目だと思います。それなりに年数を重ねておりますが、知識は不十分でございますので、事務局の方にお世話になるかと思っております。これから3年間、八潮市農業委員会会長職務代理として会長を補佐いたしまして、八潮市の都市農業の発展、振興に微力ではございますけれども、努めてまいりたいと思っております。

今後とも皆様のご協力、ご支援をよろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

◎議席の決定

○議長 それでは、続きまして、議席の決定でございます。

事務局より次第4の資料の配付をお願いします。

——— 資料配付 ———

○議長 ただいまお配りした議席の案をもとに席順を決めさせていただきます。

議席は、八潮市農業委員会総会規則第6条の規定により「くじで定める」となっております。しかし、従来から、農業委員の経験年数順によって決定しておりますことから、それにご異議ございませんか。

——— 委員より「異議なし」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。それでは、異議なしということで、よって、議席の決定方法は経験年数順によることに決定いたしました。

それから、従来どおり、会長を1番、会長職務代理を2番とし、3番以降は農業委員の経験年数順で、経験年数が同じ場合は年齢順にしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでご異議ございませんか。

——— 委員より「異議なし」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては農業委員経験年数順、経験年数が同じだったときは年齢順によって決することといたしました。

事務局、確認と今後の説明をしてください。

○事務局長 それでは、お配りした案のとおり、議席番号は経験年数順、また、年齢順とすることに決まりましたので、「案」の文字を消していただきたいと思います。

表中左側の番号が、皆さんの議席番号となりますので、ご確認ください。

通常、総会のときはこの議席番号順に着席していただきますが、本日は時間のロスにもなりますので、このままの席で総会を続けさせていただきます。

これから議席番号札と総会資料を配付させていただきますので、暫時休憩とさせていただきます。

しばらくお待ちください。

——— 休 憩 ———

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議事録署名委員の選任

○議長 続きまして、議事録署名委員の選任でございます。

議事録署名委員の選任につきましては、八潮市農業委員会総会規則第11条の規定により、議長及び総会において定めた2人以上の出席委員が署名することになっております。慣例で、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、小早川委員、15番、松田委員のお二人をお願いいたします。

◎書記任命

○議長 続きまして、書記の任命ですが、特に規定はありませんので、慣例により恩田事務局長をお願いいたします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎担当地区の決定

○議長 次に、次第7、担当地区を決めさせていただきます。

まず、事務局より担当地区の案について説明してください。

○事務局 お配りしました資料1というA3の用紙をご覧ください。こちらが作成させていただきました担当15地区（案）となります。皆さんに担当地区を持っていただくのですが、地区割については前回と変わっておりません。新任の委員の方が、それぞれ前の任期中で担当されていた委員さんの地区を引継ぐような形で担当地区を受け持っていただければと思っております。

まず、左のほうのナンバーで6番の鈴木新一委員には、豊田前委員が担当していました小作田、松之木、伊草地区、田中幸夫委員には、恩田政幸前委員が担当していました上二丁目、下二丁目地区を、鈴木隆委員におかれましては、横山前委員が担当していました南川崎地区を、松田委員におかれましては、星野前委員が担当していました大曾根、浮塚地区を担当していただければと思っております。

表の右のほうは参考につけたのですが、各担当地区の農家数です。農家数というのは、その地区内で1,000平米以上の農地を所有しています、八・一調査の対象となる農家さんが含まれます。その隣が市街化調整区域内、市街化区域内に、その地区に住む人がどれだ

けの農地を持っているかという筆数と面積の合計になります。

右のほうが、前任期中3年間の案件数を参考までに入れたものとなっております。

ということで、引き続き委員を継続される方々におかれましては前期と同様の地区を担当していただければと思っております。

以上が担当地区（案）となります。よろしくお願いたします。

○議長 ただいま担当地区（案）について説明がございましたが、お配りした内容のとおりでよろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 異議もないようですので、担当地区の案について決定しましたので、「案」の文字を消していただき、次に移りたいと思います。

◎傍聴者について

○議長 それでは、事務局お願いします。

○事務局長 続きまして、総会の傍聴者でございますが、本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

◎資料の確認

○事務局長 続きまして、資料の確認をここでさせていただきたいと思います。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただければと思います。

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 8月総会次第 | A 4横 |
| ②委員担当 15地区（案） | （資料 - 1） |
| ③審議会等委員一覧 | （資料 - 2） |
| ④令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催方法の変更について | （資料 - 3） |
| ⑤農業委員会憲章 | （資料 - 4） |

こちらは、平成28年の法改正に伴いまして、農業委員会組織の活動強化に向けて新たに定められたものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

- ⑥八潮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

(資料 - 5)

こちらは、農業委員会等に関する法律第7条の規定によりまして、八潮市内の区域内の農地利用の最適化の推進に関する目標や方法等について定めることとされているもので、ホームページでも公表しているものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

⑦八潮市農業委員会総会会議規則 (資料 - 6)

⑧令和2年度農業委員会総会及び研修会等日程表 (資料 - 7)

⑨特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (資料 - 8)

⑩八潮市農業委員会慶弔規程 (資料 - 9)

⑪農業委員会業務必携

資料番号はないのですが、農業委員会業務必携の冊子です。ちょっと厚いもので色がついている冊子がございます。これは農業委員会の業務と取組の手法などがまとめられたものでございます。

⑫農業委員・推進委員活動マニュアル

また、資料番号はないのですが、農業委員・推進委員活動マニュアルということで、こちらも冊子でカラー刷りのものがあるかと思えます。

⑬農業委員会研修テキストシリーズ①～③

次も資料番号はございませんが、農業委員会研修テキストシリーズ①から③、農業委員会制度、農地法、農地関連法制度ということで3冊あるかと思えます。

後ほど説明させていただきますが、9月25日に予定している研修会で使用するテキストとなります。これらの冊子は、分かりやすく、大変参考になるものでございますので、できればこれから先も総会出席の際に持参していただければ必ず役立つと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

⑭農業委員会委員活動記録セット

また、新任委員の方のみになりますが、農業委員会委員活動記録セット、これも資料番号はついておりません。こちらにつきましては、委員の皆様へ配付させていただきまして、利用していただいているものでございますが、中に記入例等も載っておりますので、何か活動をされたときに日記のような感覚で記録いただければと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします

⑮農業委員手帳

⑯農業委員章 (ピン留)

資料の漏れはなかったでしょうか。

資料の確認を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思えます。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしく申し上げます。

次第8の議事から、次第11のその他まで、どうぞよろしく申し上げます。

◎議案第14号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第8、議事に入りたいと思います。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、A4横判の八潮農業委員会8月総会次第のほうをご覧ください。

1枚開いて、1ページからになります。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件ですけれども、新任の委員さんにはちょっと申し訳ないところですが、本来、農地法の研修をやった後でこういった総会に入ればいいところですが、今日いろいろやるが多くて、時間もかなりかかってしまうので、後ほどまた説明させていただきますが、来月9月25日、総会の前に研修を企画しましたので、その点ご了承願いたいと思います。

まず、農地法第5条というのは、農地を農地ではないものにする場合、農業委員会の審議を経て 県知事の許可が必要ということで申請が上がってきたものです。

ちなみに、土地所有者本人が農地を農地ではないものにするときは農地法第4条の許可申請、自分の土地を第三者に貸すとか、もしくは売って農地を農地ではないものにする場合は農地法第5条の許可申請となります。今回の場合は第三者に貸すということで、農地法第5条の許可申請認定の件となります。

それでは、次第の1ページをご覧ください。

番号1、譲受人（借人）住所・氏名、〇〇県〇〇市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇、譲渡人（貸人）住所・氏名、〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇〇字〇〇〇〇〇-〇、地目、田、地積〇平米、同じく〇〇-〇、田、〇〇平米、〇〇-〇、田、〇〇平米、合計で〇〇〇平米、権利の内容は賃借権の設定となります。転用目的は資材置場です。

次に、隣の2ページをご覧ください。

申請地の概要としましては、申請地は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。

申請理由としましては、申請人の〇〇〇〇は、造園業を営んでおりまして、本社が〇〇県にあります。仕事のほうですけれども、〇〇県のほかに、〇〇県、〇〇県、〇〇〇区、〇〇区などのマンションや一般家庭の植木の剪定作業を数多く受注しているとのこと。

現在は、トラックに剪定枝や伐採木が満載になるたびに〇〇市の置場まで往復している状態で、運転手に人員をとられ、また、ガソリン代もかかり、効率の悪い状態となっていることから、中継地点となるような資材置場を探していたようです。なかなか見つからなかったところ、当申請地におきまして一時的にストックできる場所の見込みができたということで、さらに一時的にストックするほかに、植栽用の支柱材料の置場も併せて確保するという目的で申請が上がってきたものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、土地造成費〇〇〇〇〇〇円を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されております。

周囲農地への被害防除ですけれども、周辺に耕作している農地はありません。しかし、農地を転用するに当たりまして、周囲にブロック土留めと鋼板塀を設置しまして、土砂が流れ込まない計画となっております。雨水処理のほうは、敷地は全面砂利敷きで、雨水浸透式となっております。

次に場所の説明をいたします。

2ページを開いていただき、3ページのほうをご覧ください。

市役所〇側の出入り口を出まして、〇方向に向かいますと〇〇〇〇〇〇〇〇〇のところのT字路にぶつかりまして、その交差点を右に曲がりまして、道なりにずっと北へ進んでいきます。そうしますと〇〇〇〇〇一つ手前の丁字路の交差点、〇道〇〇〇〇〇〇線になるんですけれども、その丁字路の交差点に来たところで左折いたします。左折して真っすぐ進みまして、1つ目の信号、右へ曲ると〇〇〇〇へ向かうのですが、左前方に〇〇〇〇がございます。その〇〇〇〇の東側の道路を挟んだ向かい側の黒く着色した部分が申請地となります。

土地利用計画図は隣の4ページになりまして、ご覧のような形で、土地が総面積500平米以上ということで、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」の基準を満たす必要がありまして、緑化計画のほうも敷地の10%以上を確保しておりまして、そのような計画となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、飯山敏行委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、よろしく願いいたします。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

先日、申請地のほうを確認してまいりました。この申請地ですけれども、3ページの申請地の上に駐車場と書いてあると思うんですけれども、こちらのほうも申請者、〇〇〇さんが

持っています、この雑種地は県道の工事がありました時に、資材置場としてお貸しして
ました。申請地の畑のほうはきれいになっております。

以上です。報告します。

- 議長 ただいま事務局と9番、飯山委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件
について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、自分の議席番号、
氏名を述べて発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

- 議長 ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

- 議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第15号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

- 議長 次に、議案第15号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）につい
て事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 次第の5ページをご覧ください。手短かに説明させていただきます。

議案第15号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件の回答でございます。

〇〇〇字〇〇〇〇-〇、田、〇〇〇平米外5筆、合計〇〇〇〇平米で、場所は隣の6ペー
ジになりまして、〇〇〇〇〇〇〇、〇道ですね、〇〇〇〇〇〇のあるところの南側の着色し
た部分となります。

先月の総会で買取り申出があるかどうか、委員の皆さんに照会しまして、その後、買取り
申出の話が事務局のほうにきておりませんので、今回の生産緑地の買取り申出に伴うあっせ
んの件につきましては、なしということで回答したいと思いますので、その点の確認をお願
いいたします。

以上です。

- 議長 ただいま事務局より生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件について説明が
ありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言
をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

- 議長 ご質問、ご意見がないようですので、生産緑地の買取り申出がなかった旨の回答でよ
ろしいでしょうか。

—— 委員より「異議なし」の声あり ——

○議長 それでは、議案第15号につきましては買取り申出なしということでお願いいたします。

◎協議事項

○議長 続きまして、次第9、協議事項、各審議会等委員の選任につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2のA3の用紙をご覧ください。

こちらは、農業委員会委員があて職となっていたり、ほかの審議会から頼まれている委員の一覧となります。

皆さん、いずれかは担当していただきたいのですが、数が多いもので、その点はご了承いただきたいと思います。

それでこちらの表の左のほうから、委員名、その委員の任期、あと現（前）任期において務められた委員のお名前、隣の備考のところ年にどのくらい会議の回数があるとか、その辺を調べて備考として書き入れておきました。

こちらなんですけれども、現在務められている委員については、できればそのままの形で継続していただけるとありがたいと思っているところなんですけれども、網かけした部分は退任された委員さんが担当したところなので、ここにつきましては必ず新たな委員を決めていただかないといけないところです。そのほかにも、ちょっとこの委員は退きたいとか、逆にこの委員をやってみたいとか、そういう意見もおありかもしれませんので、その辺の調整をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長 それでは、とりあえず1番から5番は、会長と会長職務代理であて職になっておりますので、その下の6番からなんですけど、渋谷稔委員と福岡達則委員、臼倉正浩委員が農林金融協議会に委嘱されていますが、継続でお願いしたいのですが、よろしいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 では、お願いします。

次に、7番、地産地消推進協議会ですが、これは前回までは星野前委員がなっておられました。備考欄に内容を簡単に書いてありますので、それを見て検討していただきたいのですが、どなたかやっていただける方、いらっしゃいませんか。私がやりますという方いらっしゃいませんか。

もしないようでしたら、小早川代理、お願いしたいのですが、よろしいですか。

○会長職務代理 はい。

○議長 では、小早川代理で、お願いします。

続きまして、8番、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会ですが、大野ヒロ子委員になっていただいておりますが、また継続でよろしいですか。

○3番（大野ヒロ子委員） はい。

○議長 ありがとうございます。では、大野委員、継続をお願いします。

続きまして、9番、国民健康保険運営協議会、これは齋藤富子委員がなっておりますが、継続でよろしいでしょうか。

○6番（齋藤富子委員） はい。

○議長 では、齋藤委員、継続ということで。

続きまして、10番、都市計画審議会、これは荻野委員がなっておりますが、継続でよろしいですか。

○5番（荻野恭子委員） はい。

○議長 では、継続ということで。

続きまして、11番、まちづくり・景観推進会議、これは豊田幸司前委員がなっておりますが、退任されましたので、新しく決めないといけません。内容的には大規模開発の申請があったときに会議が開かれるとのこと。今までだと2か月に1回程度あるかないかくらいだそうですが、どなたか希望する方おられますか。

本当に大きな開発があったときだけなので……

○事務局 すみません、予算的に2か月に1回程度で、6回でも大丈夫なように予算措置しているということで、5,000平米以上の面積とか、一定の高さ以上の計画など、そういう基準を超えるような開発があったときになります。先のことだからはっきりは言えないのですが、年6回まではこれまでもなかったと思います。少ない年だと2件くらいのときもあるけれども、一応予算的には6回分取ってあるということです。多いとそういう可能性もあるのですが、恐らく今景気も悪いのが続いていますし、あっても三、四件くらいではないかと思います。

○議長 新人委員さんの方も、これだけあるので必ず一つ受け持つことになりますので、その辺はご了承ください。

ということで、12番、鈴木委員さん、お願いしたいのですが。

○12番（鈴木新一委員） はい。

○議長 いいですか、ではありがとうございます。鈴木新一委員をお願いします。

続きまして、12番、下水道事業審議会、これは小倉雅樹委員がなっておりますが、継続でよろしいですか。

○8番（小倉雅樹委員） はい。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、八潮市水道運営審議会、これが飯山敏行委員になっておりますが、継続でよろしいですか。

○9番（飯山敏行委員） はい。

○議長 ありがとうございます。では、飯山委員、継続をお願いします。

そして次に14番、みどりの学校ファーム推進協議会というのがありまして、今まで恩田政幸前委員、星野仁前委員と飯山敏行委員にやっていただきました。恩田前委員と星野前委員が退任されましたので、一応、八條地区、潮止地区、八幡地区で1人ずつなってもらいたいのですが、どなたか希望者、いらっしゃいませんか。飯山委員はどうですか、継続は。

○9番（飯山敏行委員） 私は、水道のほうに手を挙げさせてもらったので。

○議長 いや、考えが変わったかなと思って。継続は難しいですか。

○9番（飯山敏行委員） 私、昨年度青耕会のほうを卒業したので、できれば、農業祭のほうの啓発・即売部会の横山前委員のかわりでもいいかなと思っているんですけども。

○議長 そちらを希望するということですか。

○9番（飯山敏行委員） 2つになりますけれども、八條地区というのは新井委員くらいしかいないので。八條地区、潮止、八幡ってやるとそのくらいしかいないので。できれば学校ファームはもういいです。

○議長 分かりました。

どなたか。一応、八幡地区は小早川職務代理と松田委員と、あと荻野委員ですが、その中で、松田委員、とりあえず学校ファームの委員でお願いしたいのですが、いかがですか。

○15番（松田淳一委員） これは何をするものですか。

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 これは市内公立小・中学校のほうで子供に農業に関連した教育をする際に、県からいろいろな教材の補助がもらえるんですね。補助を受ける条件の中に各市でこういった協議会を開いて、こういうのをやっていますよという報告をしないといけないので、そのために年1回、会議を開いています。補助を受けるためにもこういった会議を開いた上で報告をする必要があります。当日の進め方は全部事務局で調整しますので、委員としての負担は少ないほうだと思います。

○議長 私も委員になったことがあるのですが、年に1回の報告会なんです。補助をしてもらっている学校の代表というか、教育委員会のほうから来てくれる方がいて、その人が説明して、実質はそれを聞いていて、1時間弱ですね。1時間弱で終わる仕事なので、よろしくお願いします。

○15番（松田淳一委員） 分かりました。

○議長 それから、3人ですね。そしたら、八條地区、大野さん、どうですか……、いいですか。

○3番（大野ヒロ子委員） 年に1回ですか。

○議長 年に1回です。

○3番（大野ヒロ子委員） 年に1回、1時間だけ。もしどなたかがやっていたら、あれなんです、誰もやらなかったら、年に1回、1時間なら。いいですよ。

○議長 では、大野委員が学校ファームで。

もう一人、潮止地区で……

○13番（鈴木 隆委員） やりましょう、13番、鈴木です。

○議長 そうなんです、この3人の中で農業委員会から選出された人は会長も務めることになっています。

○13番（鈴木 隆委員） これの推進協議会……

○議長 ええ、みどりの学校ファーム推進協議会の会長とあて職でなっているので、いいですか、鈴木委員。

○13番（鈴木 隆委員） いやいや、それでは。

○9番（飯山敏行委員） ちょっと前任者なので、言わせてください。

会議の資料は事務局のほうで用意されていて、それを見ながら皆さんの意見等を取りまとめて、それで終わってしまいます。

○議長 会長を決めるのって、最初から決めてやっていくでしょう。だから前回までは恩田政幸前委員が会長職になっているのですが、それはどうやって決めたのですか。

○9番（飯山敏行委員） もう既に私が行った時点では恩田前委員が会長でした。

○議長 ということなので、最初からこの3人のうちの誰かが会長職をやらなくては行けないんです。

その辺を踏まえて、私が考えたのですが、渋谷稔委員にできたらお願いしたいと思っているのですが……、これ、鈴木隆委員でも、鈴木新一委員でも、大野委員でも誰でもできる能力はあると思うんですが、学校ファームってできたとき、私は一番最初に会長をやらされたんです、農業委員2期目で。それで何とかできましたので、鈴木隆委員か、渋谷稔委員、どちらかにやってもらいたいのですが。

○事務局長 こちらの事務局が都市農業係にもなっていますので、ある程度事務局のほうでお支えしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（飯山敏行委員） ちなみに、会議自体は農業委員3名と農協さんが1名ないし2名と、あと教育委員会から1名か2名くらい来てやっています。

○議長 六、七人だよな。

○9番（飯山敏行委員） 本当に少人数だけで、ほかの何課から来ることはないの。

○事務局長 会議も、先ほどありましたように、農業委員会総会前後、1時間くらい、その方だけ集まっていたいて会議をしているような状況ですので、日程のほうも皆さんのほうで合うタイミングだと思いますので。

○議長 その日程は会長と決めていただきたいのですが。

○事務局長 そうですね。

○議長 農業委員会の総会と同じ日でもいいのか、別の日がいいのかはそれは会長と相談したほうがいいと思いますので。

そういう点を考えて、私は渋谷稔委員にお願いしたいと思います。

○4番（渋谷 稔委員） 分かりました、では。

○議長 では、渋谷稔委員にお願いします。

ということで、渋谷委員と松田淳一委員と大野ヒロ子委員の3人でお願いします。

続きまして、15番、JAさいかつ管内農作業受委託料金協議会というのがありまして、これに3人出ていまして、私、会長が充て職になっておりますので、あと受託者代表と委託者代表という形で、あと2人ですが、前回まで新井委員が受託代表で選出されておりますが、継続でよろしいでしょうか。

○10番（新井孝美委員） はい。

○議長 お願いします。

それで委託者は豊田幸司前委員がなっていたのですが、退任されましたので、その跡をやっていたいただきたいのですが。これは田んぼの委託者だから、頼んでいる人、自分が頼んで作ってもらっている人がふさわしいと思うんですが、田んぼを持っている方、私と新井委員以外で田んぼを持っている方というと、小倉雅樹委員と飯山委員…。

○9番（飯山敏行委員） さっき水道のほうを継続したので、農業祭実行委員を啓発・即売をやってもいいと言ったけれども、もしそれであれば、鈴木委員になっていただき、何とかなったら、私がそこへ入ります。

○議長 よろしいですか。では、この受委託料金協議会は、私と新井委員と飯山敏行委員で3人でやります。お願いします。

次に、16番、最後、農業祭実行委員会の実行委員ですが、今年は早々と農業祭中止と決定していますが、来年以降のために決めておいたほうがいいですね。

○事務局 そうですね、お願いできれば。

○議長 ということなので、実行委員を、私は委員長も兼ねておりますので、継続していただける方、新井委員、継続でよろしいですか。

○10番（新井孝美委員） はい。

○議長 そしたら、あと鈴木隆委員。

○13番（鈴木 隆委員） 横山前委員からの代わりで。

○議長 渋谷委員が学校ファームのほうに回っていただいたので、田中幸夫委員、お願いしたいのですが、よろしいですか。

○14番（田中幸夫委員） はい。

○議長 では、新井委員と鈴木隆委員と田中幸夫委員でお願いしたいと思います。

以上で決定したいと思います。

これで全て決定いたしました。委員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第10の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について15件、報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について2件ございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会議時間の短縮に配慮し、読み上げはなしにしますので、ご了承ください。

今から数分、届出の確認をする時間を設けますので、その後で質問等ありましたら、お願いいたします。7ページから11ページになります。

——— 資料確認 ———

○議長 時間の関係上そろそろ質問を受けたいのですが、よろしいですか。

転用等届出受理報告について、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりとなります。

◎その他

○議長 次に、次第11、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が1件、説明事項が3件ございます。

まず、依頼事項1件目、令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催方法の変更に

ついて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料3をご覧ください。

こちらは、9月2日に予定されておりました羽生市産業文化ホールでの農業委員の研修会についてでして、先月の総会で、こちらの研修には大塚会長と小早川代理、渋谷委員と新井委員に出席いただくということで決めさせていただいたところですが、その後、コロナウイルス感染症拡大防止の関係でこの研修会が中止になりました。その中止の代わりに、ちょっと網かけしてありますけれども、研修会は中止にするけれども、講師の説明内容を収録したDVDと資料を配布しますということなので、各委員会における総会等の場においてDVDの映像を視聴していただいて、DVDで研修を皆さんに受けてもらいたい、そういった通知になります。

まだDVDは届いてないのですが、届きましたら、時間がどのくらいになるか分からないのですが、何らかの形で研修という形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 次に、報告事項、令和2年度農業委員会総会及び研修会等日程表について、資料7、続けて、説明事項、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、資料8について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 では、まず、資料7をご覧ください。

令和2年度農業委員会総会及び研修会等の日程表ということで、お出ししている日程表になりますが、会場が変更になっております。9月、10月は、JAさいかつ八潮八條支店の会議室を使わせていただくこととなりますので、ご注意ください。

毎月25日前後、原則2時から開始と設定しております。総会の約1週間前くらいにその都度開催通知をお送りいたしますので、変更等もございますので、その都度、通知の確認をお願いしたいと思います。

資料7は以上になります。

続きまして、資料8をご覧ください。

資料8で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例ということで、皆さんの報酬につきましては、こちらの条例に基づいて支払われております。

裏面を見ていただきますと、別表1というのが中段にあります。

農業委員会会長、会長代理、委員ということで、報酬はこちらの表に基づいて支給しているところがございます。

支払いに当たりましては、報酬額から所得税分を引きまして、毎月皆さんの口座のほうに振込をいたします。月額報酬ということで、9月の報酬は9月25日にお支払いするという形

になっております。8月につきましては、月の途中で就任していただいた形になりますので、8月分に関しては日割り計算により来月9月分と同日に振込がありますので、ご確認ください。

それとこの表の中の費用弁償というのがございますが、費用弁償というのは、農業委員会の業務として、本日のように総会に出席した場合など、1日につき1,000円支給するというものです。担当案件の事実調査をしていただいたり、それから、出張などがあった場合に通勤に要する経費として支給されるものです。

別表2のほうは、市外の遠方に出張するなどあった場合に、経費が1,000円以上になる場合には、こちらの基準に基づいて皆さんの指定口座に振り込まれることになっております。

こういった報酬ですとか費用弁償につきましては、今日新しく選任された委員さんには口座振替払依頼書と印鑑を持参いただいたところです。印鑑のほうも皆さんからお預かりさせていただいて、退任の際にはお返しするという事でやらせていただいております。

報酬につきましては以上になります。

○議長 次に、依頼事項2件目、委員の研修会について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 今回新しく委員になられました方が4名いらっしゃいますので、まず、農業委員会に関する制度や総会で審議していただきます農地法に関する事などにつきまして、最初に説明を行わなくてはいけないところですが、本日は最初の総会で、ご説明が多く、時間的に難しいことから、来月の9月25日の総会の日に研修会を計画させていただきました。

場所は、後ほどご説明もありますが、市役所ではなく、JAさいかつ八條支店の2階の広い会議室となります。時間は午後2時より1時間半程度を予定しております。

研修の講師には、埼玉県農業会議と、春日部農林振興センターの職員に来ていただく予定でございます。

内容は、農業委員会の制度についてと農地法についての説明となります。新任向けの研修内容とはなりますが、継続して委員になられた皆様も、原則、全員参加ということでお願いしたいと思います。

お配りしました農業委員会研修テキスト①から③、当日の研修テキストとなりますので、もし時間がありましたら、事前に目を通していただくと研修当日もより理解しやすいのかと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、当日、テキストを決して忘れないよう、重ねてお願い申し上げます。

それと本日、ちょっと研修会前ですけれども、農業委員になられた方もいらっしゃいますので、注意事項ということだけ話させていただきたいと思います。

今日お配りしましたテキスト①のところの8ページ、お開きいただきたいと思います。

8ページの左上に、まず、農業委員会の構成というところの2列目のところ、農業委員会

の構成というところの赤字で書いてある2行目に、農業委員と農地利用最適化推進委員——八潮は最適化推進委員は置いておりませんが、農業委員は特別職の地方公務員の非常勤ということで、先ほど非常勤特別職の報酬の話もありましたが、非常勤職員ということで、公務員に位置づけされております。

その右側のエのところ、守秘義務ということで、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。農業委員を辞めた後もその秘密を漏らしてはなりませんということで、農業委員会法14条に規定されております。本日、農地転用だとか、それぞれの届出が出ていた個人名とか出ておりますが、この話はこれに該当しますので、この部分については外へ出たときには漏らさないということでお守りいただきたいと思っております。そのほかにも農業委員会の中では、農業委員の方から農家の方々にいろいろな周知をしていただくことがあります。その分については、この農業委員会が出たお話は、逆に、委員の方を通して説明していただくこともありますので、そういう個人情報とか個人に当たるものについては守秘義務ということで守っていただきますことをお願い申し上げます。

説明につきましては以上でございます。

○議長 ただいまの説明に何かご意見、ご質問はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、最後に、次回総会の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料7の日程表をご覧くださいと思いますが、次回の総会につきましては、9月25日金曜日、場所がJAさいかつ八條支店の2階の会議室にて開催させていただきます。場所につきましては、店舗のほうの南側に面した別の入り口を使いますので、当日分かりやすいように案内をつけておきますが、JAさいかつ八條支店のほうにお願いします。午後2時から行いますので、先ほど説明にありました研修資料のほうを忘れずにお持ちいただきまして、お集まりいただければと思います。

9月25日は研修を午後2時から行いまして、総会は研修の後、3時半からを予定しておりますので、時間のほうもよろしくをお願いします。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたら、お願いいたします。

○事務局 よろしいでしょうか。事務局から2点ほど報告ですけれども、まず1点が、農地利用状況及び経営状況の調査、俗に八・一調査と言っているものですが、これが8月の頭に配布しまして、今日時点で約8割弱の回収率となっております。例年ですと、回収できてない農家さんに対して、地区担当の委員さんが直接配布に行って回収してくださいとこの場でお

願いするところですが、今年はコロナウイルスの関係で極力人と人が会う機会を少なくするよう配慮しないといけないと思ひまして、そこでもう一度だけ、今日時点で届いてない人に対して事務局から郵送をします。それでも提出のなかった農家さんに対して、そのときは申し訳ないのですけれども、来月の総会で皆さんに配布をお願いするという形にさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

それともう1点、9月の農地パトロールですけれども、毎年9月には委員さん全員で、3班か4班に分かれて、合同で農地パトロールをやっています、周りに迷惑をかけている土地がないか、遊休農地はないかということでやっているのですけれども、やはり合同で農地パトロールというどうしても車に密集する形になるので、今年はその形も避けなければいけないのかなと思ひまして、そこで今年の9月の合同農地パトロールにつきましては、皆さん個人個人で、時間のあるときに自分の担当地区を回っていただく形をとらせていただきたいと思ひます。

来月の総会に、皆さん一人一人に地区ごとの地図とか、去年指摘された場所とか、そういうのをマークした資料を用意して皆さんに配らせていただきますので、そういう形でお願いしたいと思ひます。

あと1点、新しく委員になられた方にお話しなんですけれども、資料ですが、毎回いろいろ研修資料がありまして、中には捨てる資料とか、あとさっき事務局長から説明がありましたけれども、個人情報で、持っていて気を使うような資料、そういったものは、毎回議案回収箱を用意しますので、こちらに置いていってください。今日の資料を今日置いていっても、次回持ってきて置いていただいても結構です。事務局で処分しますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

どうぞ。

○事務局 新しく委員になられた方にお願ひですけれども、黄色い活動記録セットにつきましては、農業委員として、活動した記録を、記入の仕方が冊子の前半のほうにございますので、記入していただければと思ひます。パトロールでちょっと荒れている土地を見つけたとか、近所の方から農業経営の相談を受けたとかありましたら、記入をお願いします。

○議長 定期的に提出しますので、少しでも多く書いていただきたいと思ひます。

ほかにありませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきますと思ひます。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。

本日新しく委員になられた方もいろいろありましたが、これからもひとつよろしく願いいたします。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○事務局長 閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 今日には任命式に続いての総会でございます、長い時間かかりまして、また、総会においては慎重なるご審議をいただきまして、ありがとうございます。

コロナウイルスの中で、いろいろと状況も変わってまいりまして、リモートワークとかテレワークとか、仕事の様式が新たになったようでございます。そういう中で都市農業の役割も、さらに新鮮でおいしい野菜を生産するのはもちろんでございますが、それだけでなく、農地に親しむという、こういう家庭で仕事をしている方が心を癒す場として農地とか農業を見据えている、そういう状況が特に多くなったようでございます。この八潮も都市型農業を目指すところでございますけれども、そういう役割もあるとよろしいなと思います。

任命式での市長の挨拶にもございましたように、まだまだ暑いさなかでございます。熱中症には十分気をつけていただき、もちろんコロナウイルスには十分気をつけていただきまして、八潮もいつの間にか三十何人という、感染の人数が増えておりますので、十分にご注意いただき、日々の仕事に励んでいただければと思います。

本日は皆様ご苦勞さまでございました。

○事務局長 ありがとうございます。

皆様大変お疲れさまでした。これにて解散といたします。

なお、この後、写真撮影ということで、隣の第3会議室で行いたいと思います。議席順番で、番号順に1番委員よりお名前をお呼びいたしますので、いましばらくお待ちいただければと思います。

それでは、お疲れのところ申し訳ありませんが、もうしばらくお時間をいただきますので、お待ちください。

閉会 午後 5時 00分